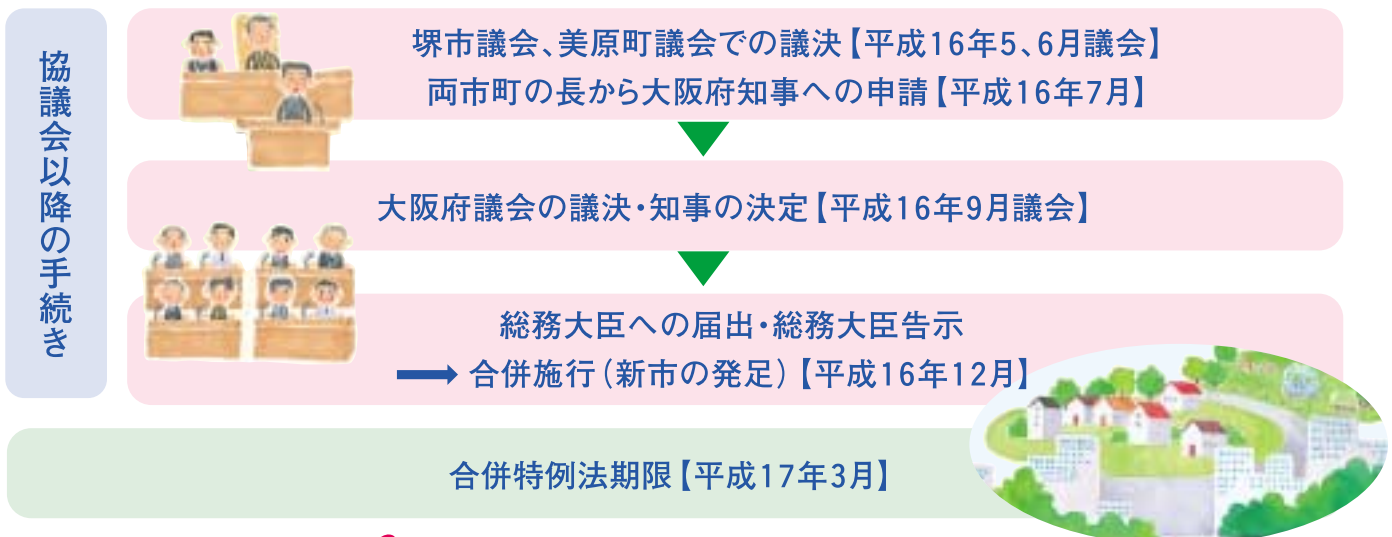


●協議第5号 『合併協議スケジュール』についての協議結果

第1回合併協議会で、合併の期日については、合併後、速やかに政令指定都市への移行をめざすことが重要であるため、合併特例法の期限内の早い時期を目途とする旨の確認がなされましたので、それを踏まえて、第2回合併協議会では、合併協議のスケジュールが協議され、次のとおり承認されました。

合併協議スケジュール		
H15.6	第1回	基本4項目の取扱いなどについて協議
H15.7	第2回	合併協議スケジュール、合併協定項目ほかについて協議
H15.8	第3回	合併協定項目について協議
H15.9	第4回	(内容については、4ページ) ↓ 素案策定(10月ごろ) ★パブリックコメント実施(11月ごろ) ↓ 計画案策定(平成16年1月ごろ)
H15.10	第5回	
	...	
H16.4頃		基本4項目を含め合併協定書協議・調印

(合併特例法の期限内で最も早く合併するとした場合のスケジュール)



ワンポイント解説

★「パブリックコメント」

住民生活に広く影響を及ぼす基本的な計画などを立案する過程において、これらの案の趣旨、内容を公表し、その案について住民の皆様などから提出された意見を考慮して計画を策定していく一連の手続きのことです。

一般的には、説明会や公共施設への配架、ホームページへの掲載などにより、計画案を広く公表し、郵便、ファクシミリ、電子メールなどで、ご意見をいただくこととなりますが、市町村建設計画の素案についてのパブリックコメントの実施方法については、今後、協議会の中で決定していきます。